

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成28年4月16日 09時30分ごろ
発生場所	京都府伊根町甲埼北方沖 本庄港北防波堤灯台から真方位012°650m付近 （概位 北緯35°45.6′ 東経135°15.4′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年4月18日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.95m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船外機を運転して帰航中、船外機が停止した。</p> <p>操縦者は、船外機を再び始動させようとしたが、始動できなかったため、携帯電話により118番に通報した。</p> <p>本船は、救助を依頼された水難救済会救難所の所属船によってえい航され、伊根町蒲入漁港に入港した。</p> <p>船外機は、本インシデント後、操縦者が気化器の開放点検を行った結果、水がたまっているのを認め、操縦者が船尾部の船底に置いていた外付け燃料タンク（以下「本件タンク」という。）、燃料ホース及び気化器の整備を行ったところ、始動した。</p> <p>操縦者は、本件タンクが波を被ったときに空気孔から海水が入らないよう空気孔にホースを付けていたが、前回の釣りの際、ホースの先端が船底のあか（船底にたまった水）に浸かっていることを帰港後に認めた。</p> <p>操縦者は、ホースの先端が船底のあかに浸かっていたので、本件タンクにあかが混入したと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、船外機を運転して帰航中、本件タンクにたまっていた水が燃料に混入して船外機に供給されたことから、船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、帰航中、本件タンクにたまっていた水

	が燃料に混入して船外機に供給されたため、船外機が停止し、運航不能となったことにより発生したものと考えられる。
--	--